

## 地方独立行政法人法の一部改正等について

### 1 地方独立行政法人法の改正

国においては「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」（平成26年法律第66号）、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」（平成26年法律第67号）が公布され、法人の政策実施機能や業務の質と効率を向上させるための抜本的な見直しが行われた。

また、地方自治体からも制度改正を求める要望が出ていることや、人口減少問題に的確に対応する地方行政体制のあり方を検討する必要性を踏まえ、地方独立行政法人制度の改革に係る諸課題について検討し、地方独立行政法人法の一部改正が平成29年6月9日に公布された。

### 2 法改正の概要

地方独立行政法人における適正な業務の確保（国の独立行政法人制度改正を踏まえた改正）

#### (1) P D C A サイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築

- ① 目標に対する評価については、目標設定者である設置者が行うことに変更

これにより、これまで評価委員会が行っていた評価は行われなくなるが、中期目標期間終了時の見込みに対する意見や、中期目標の作成および変更などについては、これまでどおり評価委員会から、意見を聴くことに変更はない。

- ② 評価結果を計画に反映することを法人に義務づけ

#### (2) 法人の内外からの業務運営を改善する仕組みの導入

- ① 業務方法書に内部統制体制の整備に関する事項の記載等
- ② 監事による報告徴収・調査の権限や役員の不正行為に関する報告の義務の明確化等
- ③ 市長による是正・業務改善命令等

### 3 業務方法書の変更認可に係る評価委員会への諮問

- (1) 3月13日付けで、法人が業務方法書の変更認可申請を市に提出
- (2) 評価委員会での意見聴取